

一般社団法人日本ロボット学会 体制整備委員会規程

2013年8月9日理事会制定

(設置)

第1条 本学会定款第42条により体制整備委員会をおく。

(目的)

第2条 体制整備委員会（以下委員会という）は、本会の適正な運営を目的として以下の業務を行う。

- (1) 理事会運営、事務局運営を含む学会運営全般のステアリング
- (2) 委員会等、学会活動実行体制の企画・管理・推進フォローアップ
- (3) 学会としての協議が必要な省庁・他学会等との対外案件処理

(委員長)

第3条 委員会に委員長を一名おく。委員長は、本学会定款第42条により、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員長の任期は2年とする。

(委員)

第4条 委員は、副会長、庶務、財務、企画の各担当理事、および委員長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する委員があたる。委員の任期は2年とし、再任可とする。

(召集)

第5条 委員会は委員長が召集する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2013年8月9日から適用する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会体制整備委員会規程」の正文であることを確認する。

2013年8月9日

署名

印